平成２９年（フ）第８９２号
大阪府東大阪市加納８丁目25番28号
破産者　入江　典博
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０号
堺市中区土塔町3009番地
破産者　福田興業こと　福田　　誠
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
兵庫県西宮市小松西町２丁目１番１－1107号、前住所兵庫県西宮市小松西町１丁目４番３－303号
破産者　間所眞一郎
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８８号
秋田市将軍野東１丁目２番28号　レジェンド本多101
破産者　越田　公宣
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８号
愛知県西尾市一色町一色伊那跨40　レオネクストサクラ　102、住民票上の住所愛知県西尾市一色町味浜下郷60番地２
破産者　髙須　　誠
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
北九州市小倉南区朽網東１丁目９番41－301号、開始決定時の住所北九州市小倉南区朽網西５丁目23番21－402号
破産者　足立　麻樹
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３８６号
福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455番地１　第２高射群第６高射隊
破産者　東　　亮平
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１２４号
長崎県西海市西彼町風早郷1600番地１
破産者　岳口　　司
1　破産債権の届出期間　平成29年11月27日まで
2　一般調査期日　平成29年12月８日午前10時
平成29年10月30日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４３９号
宮城県塩竈市藤倉２丁目３番１号　１Ｆ、従前の住所仙台市太白区金剛沢１丁目34番８号
破産者　渡辺のぶ子
1　破産債権の届出期間　平成29年11月29日まで
2　一般調査期日　平成30年２月２日午後１時10分
平成29年10月30日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
北九州市小倉南区安部山１番24号
破産者　笠田　文一
1　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
2　一般調査期日　平成30年１月30日午前10時
平成29年10月31日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２８号
茨城県鉾田市当間766番地の１
破産者　栄屋食品株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年12月１日まで
2　一般調査期日　平成29年12月15日午前11時20分
平成29年10月30日　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５８８号
さいたま市見沼区東大宮７丁目67番地１504号
破産者　成塚　裕之
1　破産債権の届出期間　平成29年12月７日まで
2　一般調査期日　平成30年１月22日午後３時
平成29年10月30日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
愛媛県今治市土橋町１丁目10番15号
破産者　渡邉　正美
1　破産債権の届出期間　平成29年12月15日まで
2　一般調査期日　平成30年１月30日午前11時
平成29年10月31日　松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第６号
愛媛県宇和島市吉田町東小路乙63番地
破産者　毛利　次郎
1　破産債権の届出期間　平成29年12月15日まで
2　一般調査期日　平成30年２月２日午後１時30分
平成29年10月27日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１７６号
高知市南万々151番地24
破産者　森崎　　愛
1　破産債権の届出期間　平成29年12月15日まで
2　一般調査期日　平成30年２月６日午前10時
平成29年10月31日　　高知地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２６年（フ）第１２５９号
大阪市中央区備後町４丁目２番10号
破産者　株式会社丸信シヤツ
1　期日　平成29年12月20日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６１号
千葉県袖ケ浦市代宿55番地23、開始決定時東京都北区田端１－29－９－405
破産者　石田　力三
1　期日　平成29年12月20日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２９年（フ）第８６７号
東京都三鷹市井の頭１丁目16番28号
破産者　坂本　　圭
審尋期日　平成30年３月７日午前10時
平成29年10月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２００１号
青森市新町１丁目３番７号
清算株式会社　青森駅前再開発ビル株式会社
代表清算人　鈴木　規央
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定債権の定義
平成29年７月13日までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする。
2　弁済の場所
本協定における弁済（代物弁済は含まない。）は、協定債権を有する債権者（以下「協定債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。